

原子燃料サイクル施設に係る環境試料の測定計画の変更について
－指標生物(貝類)－

1. はじめに

県は原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリングにおける指標生物(貝類)としてムラサキイガイ等を、六ヶ所村前面海域において年 2 回(第 1、3 四半期)採取している。一方、日本原燃(株)では法令に基づき国へ報告^{*1} するため、貝類を同海域において年 4 回^{*2} 採取している。

近年、採取される試料の小型化が顕著となり、測定に必要とされる試料量の確保に支障をきたしていることから、今後の調査の継続性を考慮し、県・日本原燃(株)それぞれが実施する調査の試料を統合するものである。

*1: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 21 条第 2 項の規定に基づくもの

*2: ホッキガイ及びアワビを採取する計画であるが、現状は第 1、2、4 四半期:ムラサキイガイ(ホッキガイの代替試料)、第 3 四半期:アワビを採取している

2. 内容

平成 31 年度以降、日本原燃(株)が国報告のために第 2、4 四半期に実施する調査をモニタリング計画に基づく調査と兼ねる(表 1)こととし、調査実施機関を県から日本原燃(株)へ、採取時期を第 1、3 四半期から第 2、4 四半期へ変更する(表 2)。

3. 今後の対応

平成 30 年度内に原子燃料サイクル施設に係る環境放射線モニタリング基本計画を改訂し、平成 31 年度第 1 四半期から適用する。

表 1 六ヶ所村前面海域における貝類の採取時期

(変更前)	実施者	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
サイクル施設 モニタリング	県	○	-	○	-
	日本原燃(株)	-	-	△注	-
国報告	日本原燃(株)	○	○		○

(変更後)	実施者	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
サイクル施設 モニタリング	-	-	-	-	-
	日本原燃(株)	-	○注	△注	○注
国報告	日本原燃(株)	○			

○:ムラサキイガイ等 △:アワビ

注:原子燃料サイクル施設に係るモニタリング及び国への報告対象試料を兼ねる

表 2 原子燃料サイクル施設に係る指標生物(貝類)の測定計画

	実施機関	測定対象	採取 地点名	採取頻度 (回/年)	採取時期	測定項目
変更前	県	指標生物 (ムラサキイガイ等)	六ヶ所村 前面海域	2	第 1、3 四半期	γ線放出核種、 ⁹⁰ Sr、Pu
変更後	<u>事業者</u>	同上	同上	同上	<u>第 2、4 四半期</u>	同上

下線部が変更箇所